

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年4月12日 14時00分ごろ
発生場所	愛知県田原市姫島東方沖 三河港姫島東防波堤灯台から真方位180°600m付近 (概位 北緯34°42.6′ 東経137°15.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年5月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約0.5m
事故の経過	本船は、操縦者1人及び同乗者1人が乗り、風と波が強まってきたので釣りをやめ、船首方に風力4の風と波高約0.5mのうねりを受けながら帰航中、海水が船首方から船内に打ち込み、浸水して転覆した。 操縦者は、同乗者とともに自力で泳いで姫島に上陸した後、118番通報を行い、来援した巡視艇により両者とも救助され、また、本船は、同巡視艇によって揚収された。 操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、風と波が強まる状況下、航行中、操縦者が船首方に風力4の風と波高約0.5mのうねりを受けながら航行したことから、海水が船首方から船内に打ち込み、浸水して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、風と波が強まる状況下、本船が航行中、操縦者が船首方に風力4の風と波高約0.5mのうねりを受けながら航行したため、海水が船首方から船内に打ち込み、浸水して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの舷縁が低くて波が打ち込み易く、風又は波により転覆し易いので、風向き、うねり等に注意し、風又は波が強くなる前に帰航すること、また、風又は波が強くなることが予想される場合、出航を控えること。